

魚津市告示110号

魚津市養殖事業化支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年7月4日

魚津市長 村椿 晃

魚津市養殖事業化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市養殖事業化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、魚津産魚介類の産地化・ブランド化を推進することにより、持続可能で魅力ある漁業を実現するため、次のいずれにも該当する市内の漁業者等（以下「補助対象事業者」という。）が新たに実施する養殖事業（統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づき、統計基準として定められた日本標準産業分類における大分類B（漁業）中分類04（水産養殖業）に該当する事業をいう。以下同じ。）を開始するための準備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(1) 魚津漁業協同組合に所属する者

(2) 現に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民票に記載されている者又は本市に事業所を有する団体

(3) 規則附則第2項に規定する市税等を滞納していない者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる養殖事業（以下「補助事業」という。）、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助事業について、国、県又は市の他の補助金を受けている者は、補助対象事業者から除外する。

(交付申請)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、魚津市養殖事業化支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類

を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と該当金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、魚津市養殖事業化支援事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第6条 前条の補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を実施するに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 事業の内容又は経費について次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業者の変更

イ 補助対象経費の20パーセント以上の変更

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。

(3) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。

(5) 市長が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めた場合には、速やかに報告すること。

(変更承認申請書等の様式)

第7条 補助事業者が前条第1号から第3号までの規定により変更申請を行

う場合は、魚津市養殖事業化支援事業費補助金の変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）により、市長に申請しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業を開始するための準備が完了したときは、魚津市養殖事業化支援事業費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業実績書（様式第7号）

（2） 収支精算書（様式第8号）

（3） 補助対象経費の支払を証する書類

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第4条第2項の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請を行い、第1項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請を行い、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第9号）により速やかに報告し、市長の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、魚津市養殖事業化支援事業費補助金額の確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第5条の規定による交付決定をした補助金の取扱いについては、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額
海面又は内水面において人工的設備を施し、水産動植物を移植、放苗、育成等により集中的に生産する養殖事業	養殖資材、関連機器、試験出荷等に要する備品、種苗の購入及び確保に係る経費等	対象経費の3分の1以内の額とし、200千円を上限とする。

備考

- 1 人件費、食糧費、備船費及び対象経費に係る消費税等相当額は、対象経費から除く。
- 2 交付の申請は、事業実施年度において、1 補助対象事業者につき1 申請とする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所在地

団体名

代表者氏名

年度魚津市養殖事業化支援事業費補助金交付申請書

年度において魚津市養殖事業化支援事業を実施したいので、魚津市養殖事業化支援事業費補助金 円を交付されるよう魚津市養殖事業化支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、交付要件を確認するため、住民基本台帳及び市税の納付状況について、担当職員が確認することを承諾します。

関係書類

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 収支予算書（様式第3号）
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

事業計画書

- 1 事業の内容及び目的

- 2 事業実施場所

- 3 事業の構成員及び人数

- 4 事業の内容

実施時期	活 動 内 容

様式第 3 号（第 4 条関係）

収支予算書

1 事業の内容

事業の内容	事業費	備考
	円	
合 計		

2 経費の配分及び負担区分

区 分	補助対象経費 A + B	負 担 区 分	
		市費 A	その他 B
	円	円	円

3 事業開始（準備完了）予定年月日 年 月 日

4 事業費詳細

補助対象経費

項 目	事業費	補助額	自己負担額
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
計	円	円	円

補助対象外経費

項 目	事業費	補助額	自己負担額
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
計	円	円	円

様式第4号（第5条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

年度魚津市養殖事業化支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市養殖事業化支援事業費補助金について、魚津市養殖事業化支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



1 交付の可否

交付します。

交付しません。

（交付しない理由）

2 交付決定額 金 円

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所在地

団体名

代表者氏名

年度魚津市養殖事業化支援事業費補助金の変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定の通知のあった年度魚津市養殖事業化支援事業について別紙のとおり変更（中止・廃止）したいので、魚津市養殖事業化支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

備考

様式第 1 号に準じて、事業費及び収支予算額については、変更内容が分かるように両者を 2 段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載する。

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所在地

団体名

代表者氏名

年度魚津市養殖事業化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市養殖事業化支援事業費補助金の交付決定の通知のあった 年度魚津市養殖事業化支援事業について、魚津市養殖事業化支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業報告書（様式第 7 号）
- 2 収支精算書（様式第 8 号）
- 3 補助対象経費の支払を証する書類

様式第7号（第8条関係）

事業実績書

1 事業の目的

2 事業実施場所

3 支援事業の構成員及び人数

4 事業の内容

実施時期	活 動 内 容

5 活動成果

(1) 今後の見込みと対応

--

(2) 現状の課題や必要な支援等

--

6 添付書類

各活動の実績書類（実施写真等）

様式第 8 号（第 8 条関係）

収支精算書

1 事業の内容

事業の内容	事業費	備考
	円	
合 計		

2 経費の配分及び負担区分

区 分	補助対象経費 A + B	負 担 区 分	
		市費 A	その他 B
	円	円	円

3 事業開始（準備完了）予定年月日 年 月 日

4 事業費詳細

補助対象経費

項 目	事業費	補助額	自己負担額
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
計	円	円	円

補助対象外経費

項 目	事業費	補助額	自己負担額
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
計	円	円	円

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所在地
団体名
代表者氏名

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった魚津市
養殖事業化支援事業費補助金について、魚津市養殖事業化支援事業費補助金
等交付要綱第8条第3項の規定に基づき、下記により報告します。

記

補助金の額の確定額	円
補助金の確定時に減額した 仕入れに係る消費税等相当額①	円
消費税の申告により確定した 仕入れに係る消費税等相当額②	円
補助金返還相当額（②－①）	円

備考

参考となる資料を添付すること。

様式第10号（第9条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
団体名
代表者氏名

年度魚津市養殖事業化支援事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった魚津市養殖事業化支援事業費補助金について、魚津市養殖事業化支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

魚津市長



- 1 事業名
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金の額の確定額 金 円